

令和2年度における公立大学法人滋賀県立大学による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針

令和2年6月11日策定

第1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するよう、公立大学法人滋賀県立大学が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、特に定義する場合を除き、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第3 方針の適用範囲

この方針は、滋賀県立大学が発注する物品・役務の調達に適用する。

第4 方針の対象となる障害者就労施設等

この方針において、「障害者就労施設等」とは以下に掲げるものをいう。

- (1) 障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（下記ア～キ）
であって、県内に所在または居住するもの
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
 - エ 特例子会社（障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項に規定する事業所をいう。）
 - オ 重度障害者多数雇用事業所（障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する事業所をいう。）
 - カ 在宅就業障害者
 - キ 在宅就業支援団体
- (2) 「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」に基づく社会的事業所
- (3) 「滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱」に基づく滋賀型地域活動支援センター

- (4) 「滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱」に基づく障害者雇用促進事業者として登録されている事業者等

第5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進するものとし、別表に掲げる品目および具体例を参考に可能な限り幅広い分野の調達に努めるものとする。
- (2) 予算の適切な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

第6 調達の目標

令和2年度の障害者就労施設等からの調達目標額は、物品および役務それぞれにおいて令和元年度の実績額を上回る額とする。

参考：令和元年度実績額 物品 2,989千円
 役務 5,412千円

なお、物品・役務の調達について複数の障害者就労施設等との間の仲介をまとめて行う共同受注窓口を利用した調達については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達ではないが、結果的に障害者就労施設等が供給する物品・役務の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品・役務の調達に準じて取り扱うものとする。

第7 調達の推進方法

- (1) 物品の調達に際しては、公平性および透明性の確保に留意しつつ公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第27条に規定する随意契約を活用するなどして、障害者就労施設等からの物品の調達に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等調達を円滑に進められるよう、設立団体等を通じて障害者就労施設等およびその提供可能な物品等の情報収集を行う。

第8 調達方針および調達実績の公表

- (1) 方針の策定または見直しを行ったときは、ホームページに掲載する等の方法により公表する。
- (2) 当該年度の調達実績の概要については、会計年度終了後速やかに取りまとめのうえ、ホームページに掲載する等の方法により公表する。

(別表)

【物品および役務の品目例】

	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	③食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	④小物雑貨	衣料・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	⑤その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	②情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	③クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	④飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑤その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など